

3 安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

1 子ども施策の更なる充実・強化

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

「こども未来戦略」では、子育て世帯への経済的支援や、仕事と育児の両立など、幅広い分野の施策がパッケージで提示されたが、「こども・子育て支援加速化プラン」に示された子ども施策の着実な実施を図るとともに、子育て世帯への経済的支援に位置付けられなかった、3歳未満児を含む保育料の完全無償化についても、早期に実現すること。

また、子ども施策について、自治体の財政状況に起因する格差が生じることがないように、国の責任と財源により必要な措置を講じること。

◆現状・課題

国の将来人口推計（中位）よりもおよそ17年前倒しで、2025年に出生数が70万人台（速報値）となり、少子化が予測を大きく上回って進行している中、令和5年12月に公表された「こども未来戦略」で示された施策を着実に推進することが重要である。

現在、保育料は、3歳児から5歳児のみ無償化されており、3歳未満児の保育料は利用者負担となっている。財政力のある地方自治体の中には、独自に保育料の減免措置を講じている地方自治体もあり、地方自治体間で格差が生じてしまっている状況であるが、本来、保育料への支援は、完全無償化を見据え、国が全国一律で対応すべきである。

近年、税収に恵まれている東京都では、18歳年度末までの子どもに対する月5千円の給付や医療費助成、0～2歳児の第1子の保育料無償化等の子ども施策を打ち出し、周辺自治体との地域間格差が拡大している。

全ての子どもがひとしく幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を実現するためには、このような地域間格差を解消していくことが必要不可欠である。

少子化対策を安定的かつ効果的に推進するためには、地方自治体に新たな財政負担を求めることなく、国主導で安定的な財源の確保を行う必要がある。

◆実現による効果

子ども施策の着実な実施により、子育てしやすい環境の整備や、子育て世帯の経済的負担が軽減される。併せて、自治体の財政状況に起因する格差が生じないように必要な措置を講じることにより、全国一律の少子化対策の実施が可能となる。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課、子ども家庭課）

2 若い世代の不安を取り除く施策の強化

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

奨学金の返済に苦しむなど、若い世代は所得が少なく、結婚・妊娠・出産・子育てについて将来の見通しを持つことが困難となっているため、「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき若い世代の所得向上に向けた施策を着実に実施するとともに、更なる施策の充実・強化を図り、若い世代の不安を取り除くこと。

◆現状・課題

少子化の要因の1つとして、未婚化・晩婚化があるとされており、若い世代の所得を増やし、将来の見通しを持てるようになるための施策が緊急に求められている。

国は、これまで結婚新生活支援事業などにより地方自治体の取組を支援してきたが、婚姻数の減少には歯止めがかかっておらず、更なる支援の拡充が必要である。

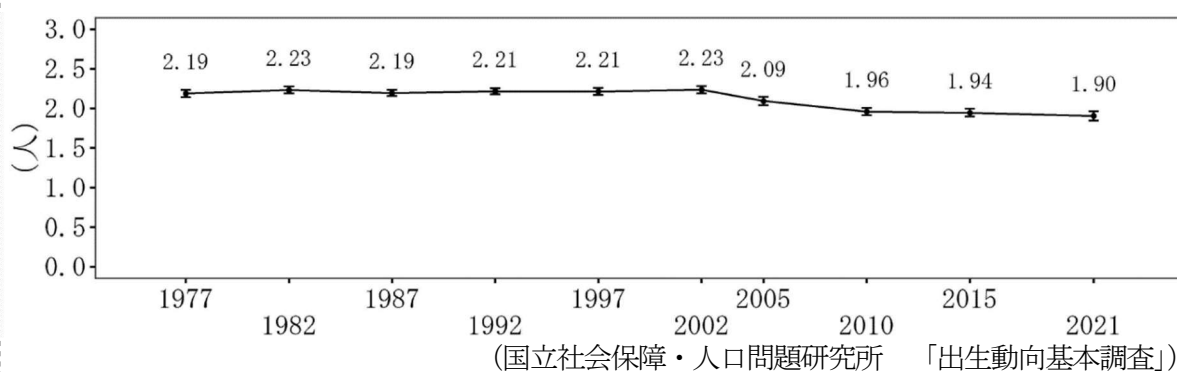
「こども未来戦略」では、政府として、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組むとされ、「こども・子育て支援加速化プラン」にライフステージを通じた経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組について示されたが、現在、奨学金の返済に苦しんでいる若者への支援など低所得者の所得向上等への支援が課題である。

全ての若い世代が経済的な不安を覚えることなく、希望通り結婚・妊娠・出産・子育てを選択できるよう、更なる経済的支援、労働政策の取組が必要である。

◆実現による効果

夫婦の完結出生児数（初婚どうしの夫婦の平均出生子供数）は、1977年（2.19）から2021年（1.90）まで緩やかな減少に留まっている中、若い世代の結婚の希望をかなえる施策の充実により、出生数の低下を食い止める効果が期待される。

【夫婦の完結出生児数の推移】結婚持続期間15～19年



(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局青少年課)

3 待機児童対策の一層の推進

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

- (1) 子ども・子育て支援新制度が目指す待機児童ゼロを実現し、子育てしやすい環境を整えるため、**保育所整備に係る補助率のかさ上げを継続すること**。また、医療的ケア児の受入れなど多様な保育ニーズに対応するとともに、「手ぶらで保育」の推進による保護者負担の軽減など、**保護者から選ばれる保育所となるように地方自治体が行う取組への財政的支援を充実強化すること**。

◆現状・課題

本県における保育所等利用待機児童数は令和7年4月1日時点で138人であり、また、いわゆる潜在的待機児童数は7,955人に上り、引き続き保育ニーズの増加も予想されることから、今後も継続した保育の受け皿の整備が求められている。保育所等の整備に関する補助率のかさ上げ（1/2→2/3）を継続するとともに、医療的ケア児の受入れに係る助言指導など、多様な保育ニーズに対応する受け皿づくりに継続して取り組む必要がある。

また、保護者の送迎時の負担を軽減する「手ぶらで保育」の推進を図るため、本県独自の補助として、使用済み紙おむつの処分やお昼寝用コットなどの物品等の整備などを行う保育所等を支援する市町村に対しても補助を行っており、さらに、令和7年度からは、国の補助期間を超えて保育所等が借り上げた保育士の宿舍の家賃（借上代）を支援する市町村に対して補助を、令和8年度からは、保育者による虐待防止等を目的とした見守りカメラの措置を支援する市町村に対して補助をすることとしている。こうした地方独自の取組を一層充実させるためには、国による更なる財政支援が不可欠である。

◆実現による効果

保育所等の整備に関する地方への財政的支援の拡充により、保育ニーズの受け皿の整備が一層進む。また、保育所等におけるサービスが向上し、保護者の送迎負担等の軽減や保育士の確保・定着化が図られる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (2) 保育士の離職防止や就業促進を図るため、保育士の処遇について、他の職種の給与水準を踏まえた改善を図るとともに、公定価格上の人件費増額分を保育士の給与に直接反映できる仕組みを構築すること。

◆現状・課題

保育士の配置基準が、令和6年度に4、5歳児の配置基準が改善されるとともに、令和7年度からは1歳児についても改善が図られ、更に令和8年度からは「こども誰でも通園制度」が本格実施となったことから、更なる保育士の確保が必要となる。

保育士の処遇については、平成29年度に、一定の知識・経験を有する者への月額4万円の追加的処遇改善が図られたほか、令和4年2月から、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置が実施されている。

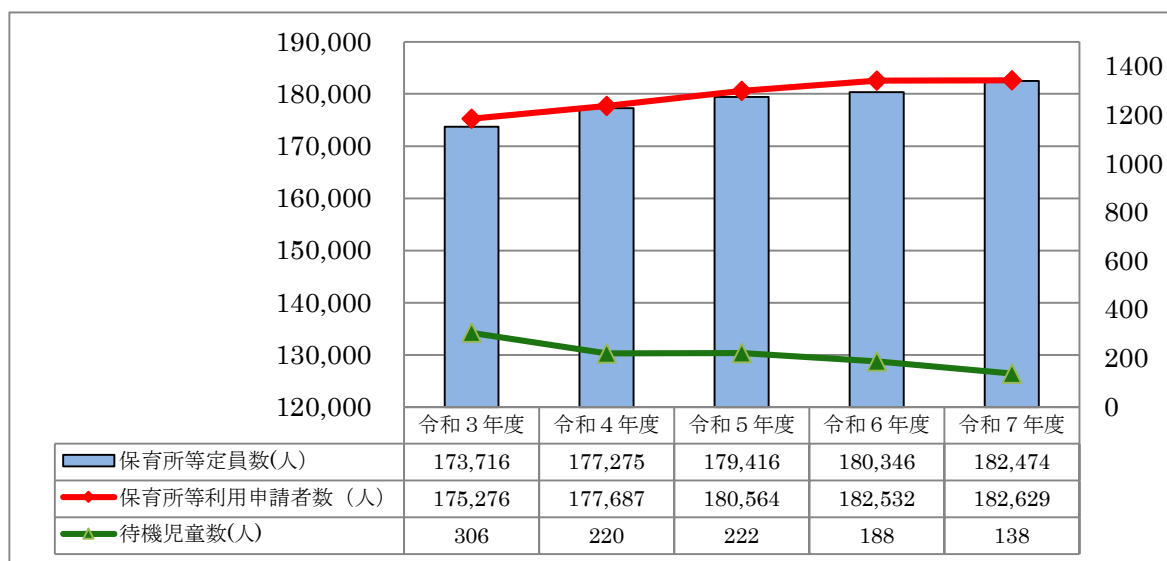
また、令和7年度は人事院勧告を踏まえ、保育士等の公定価格上の人件費が過去最大の5.3%改善された。

しかし、保育士の給与への反映は、施設の裁量に委ねられているため、現場の保育士からは、処遇の改善があまり実感できないとの声も届いている。そのため、処遇改善等加算Ⅱのように、定額を直接昇給できる仕組みにすることが必要である。

◆実現による効果

保育士の給与水準が全職種平均まで改善されることにより、保育士への就業希望者が増え、保育士不足の解消が進む。

[本県の保育所等定員数、保育所等利用申請者数及び待機児童数の推移]



※ 数値は各年度4月1日時点のもの。(厚生労働省「保育所等利用待機児童数調査」(R3～R7)を基に作成)

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (3) 都市部における私立保育所、幼稚園等の経営実態や施設運営に係る地域の状況を踏まえた**適切な公定価格の単価設定に努めること**。特に、令和6年8月の人事院勧告を踏まえた地域区分の見直しを早急に適用すること。また、エネルギー・食料品価格等の**物価高騰の影響については、施設型給付費における公定価格で適切に算定すること**。

◆**現状・課題**

私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況に係る調査結果によれば、本県において令和7年4月1日までに新制度へ移行した幼稚園は443園（全体638園（認定こども園に移行した園を含む）のうち69.4%）となり、私立幼稚園が移行を検討するに当たっての懸念として、施設の収入の面（公定価格の水準等）での不安が挙げられている。

また、公定価格の「地域区分」は、市町村ごとに設定されているが、生活圏域の重なる市町村間で公定価格上の地域区分が異なっているため、依然として給付額に差が生じている。例伊勢原市10/100、厚木市16/100と比して、秦野市は6/100。）

国では、令和6年8月の人事院勧告を踏まえ、人事院勧告の地域手当に準拠している地域区分を見直し、市町村ごとから都道府県ごとに広域化する議論を進めているが、令和6年12月に「令和7年4月からの広域化は行わず、引き続き見直し方法について丁寧に議論を進めていく」との方針が示され、さらに令和8年4月24日付事務連絡で「令和7年度、令和8年度からの見直しは実施せず、見直しの方法について丁寧に検討を進めていく」旨、現状について示されるとともに、地方自治体に対する意向調査が実施された。

今後、保育の公定価格の地域区分が、従前どおり国家公務員の地域手当に準拠して設定された場合、隣接する都道府県との格差は埋まらず、引き続き、保育士の県外流出は解消されない状況となる一方、県内における格差は小さくなる。隣接する東京都への保育士の流出をこれ以上増やさないために、地域区分に関しては東京都と同率となることを要望するが、調整に時間要する場合は、まずは、県内の格差解消のため、令和6年8月の人事院勧告を踏まえた地域区分を適用されたい。

さらに、物価高騰の影響に対しては、「重点支援地方交付金」の活用による各地方自治体での対応を国は求めているが、保育所等の運営に必要な電気・水道料などの経費の高騰は全国共通の課題であるため、物価高騰の影響についても、施設型給付費における公定価格で適切に反映すべきである。

◆**実現による効果**

生活圏域の重なる地域間での給付額の格差が解消される。

また、物価高騰への対応について、全国統一的な取扱いとなり、地域間格差が解消される。

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課）

4 子どもの放課後などにおける育ちの場の提供

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

- (1) 放課後児童クラブの受け皿整備を推進するため、放課後児童クラブの施設整備の補助率のかさ上げを継続するとともに、クラブを運営する人材の確保のため、放課後児童クラブに従事する職員の更なる処遇改善を図ること。

◆現状・課題

本県における放課後児童クラブの令和7年5月1日時点の登録児童数は105,266人と増加を続けており、今後のニーズの増加も予想されること、また、待機児童数も1,067人発生していることから、引き続き、継続した受け皿の整備が求められている。

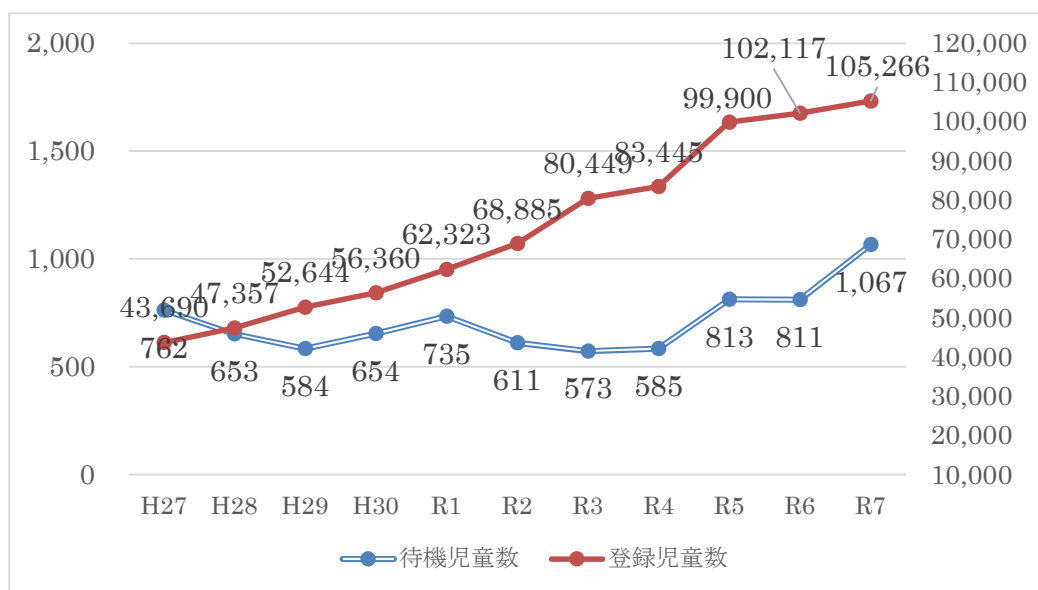
放課後児童クラブの施設整備に関して、待機児童が発生している場合等の補助率のかさ上げ（1/3→2/3等）を継続するとともに、クラブを運営する人材の確保に継続して取り組む必要がある。

放課後児童支援員等の処遇については、令和4年2月から、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置が実施され、また、令和6年度からは、常勤の放課後児童支援員を2名以上配置した場合の補助基準額が創設された。しかし、放課後児童支援員等の賃金は、勤務時間が短いため低額となっており、更なる改善が必要である。

◆実現による効果

放課後児童クラブの整備等に関する地方への財政的支援の拡充により、放課後児童クラブの受け皿の整備が一層進むとともに、放課後児童支援員等の給与水準が改善されることにより、放課後児童クラブへの就業希望者が増え、待機児童の解消が進む。

【本県の放課後児童クラブの登録児童数及び待機児童数の推移】



※ 数値は各年度5月1日時点のもの。（こども家庭庁「放課後児童健全育成事業実施状況調査」を基に作成）

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課）

- (2) 放課後児童クラブを利用するひとり親や生活保護世帯等の経済的負担を軽減するため、**市町村が利用料の減免等を行った場合の減免額等に対する補助を創設**すること。

◆**現状・課題**

ひとり親や生活保護世帯等の低所得世帯にとっては、就労による経済的な自立が重要であるが、働くためには子どもを預ける必要があり、経済的困難を抱え放課後児童クラブを利用できないひとり親世帯への支援は喫緊の課題となっている。現在、放課後児童クラブ利用料の減免（補助）については、各地方自治体が独自の基準を設けて実施しており、財政事情によって各地方自治体間で、減免（補助）制度の内容に格差が生じている。

県では、こうした状況を踏まえて、令和6年度に、ひとり親家庭等の子どもが利用する放課後児童クラブの利用料を減免又は補助する市町村に対する補助制度を創設し、令和7年度からは生活保護世帯も対象に加えた。

◆**実現による効果**

国庫補助制度を創設することにより、利用料の減免（補助）等を新たに実施する地方自治体が増加し、ひとり親や生活保護世帯等の低所得世帯への支援につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局次世代育成課)

- (3) フリースクール等に通う子どもの保護者等の経済的負担を軽減するため、利用料等に対する補助制度を創設するなど、必要な支援を行うこと。

◆現状・課題

不登校の児童・生徒の数は年々増加傾向にあり、令和6年度は過去最多を記録している。

さらに、不登校児童・生徒のうち、どこにも相談・指導を受けていない児童・生徒は約4割おり、将来的にひきこもりや不登校状態を起因とした子どもとその家族の孤立化につながるおそれがあり、多様な支援により一人でも多くの児童・生徒を居場所や学びの場につなげることが必要である。こうした子どもたちにとって、多様な支援を行うフリースクールの存在は重要であるが、フリースクール等の利用に当たっては、家庭への経済的負担が大きいことが課題となっている。

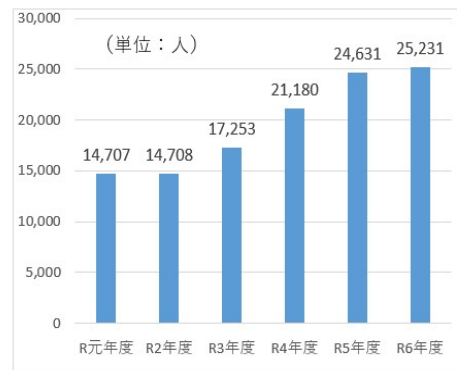
本県においては、令和7年度よりフリースクール等に通う子どもへの経済的支援を行う市町村に対する補助制度を創設した。しかし、自治体の財政力などにより、補助制度を始めている市町村はまだ一部にとどまっており、居住地によって補助の有無が異なる状況が発生している。

不登校の児童・生徒の社会的自立に向けては、国、都道府県、市町村が連携し、丁寧かつ継続的に支援する必要があることから、居住地にかかわらず同一の補助が受けられるよう、国においても、全国一律の補助制度を創設するなど、必要な支援を実施するべきである。

◆実現による効果

国による支援を実施することにより、経済的負担が理由でフリースクール等を利用できていなかった生徒・児童が、フリースクール等の一人一人の特性に合った居場所や学びの場を選択することができ、社会とのつながりを維持することができる。

■本県の不登校児童・生徒数の推移（国公立小・中学校合計）



（文部科学省「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を基に作成）

（神奈川県担当課：福祉子どもみらい局青少年課）

5 子どもの医療費助成制度の創設

【提案内容】

提出先 こども家庭庁

国、都道府県、市区町村が一体となって子どもへの支援ができるよう、**国の責任において窓口での医療費負担がなく医療が受けられる全国一律の子どもの医療費助成制度を創設**すること。

◆現状・課題

子どもの医療費助成制度は、子どもの健全な育成支援、保健対策の充実、保護者の経済負担の軽減等、子育て支援の観点から、地方単独事業として、全市区町村において実施され、全ての都道府県が財政支援をしており、子どもが安心して医療を受診できるよう大きな役割を果たしている。

特に物価高騰の影響により困窮する世帯に対しては、市区町村において実施している医療費助成制度の拡充など、経済的な支援の必要性や重要性がますます大きくなっている。

国においては、子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、令和5年4月に「こども家庭庁」を設置し、子どもに関する施策の充実を図っているところである。

子どもの医療費助成制度は、子育てをしていく上で重要な役割を担っているが、地方自治体が独自に事業を実施しているため、対象となる子どもの年齢や一部負担金の額、所得制限の有無など、自治体の財政力などにより制度が異なっている。

そのため、未来を担う子どもを安心して「生む」「育てる」「守る」ことができる社会の実現を目指し、全国どこに住んでも同じ制度の下に医療を受けられる子どもの医療費助成制度が必要である。

◆実現による効果

全国統一の制度となることにより、地域間の格差が解消される。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局子ども家庭課)

6 大学等での学びの推進

【提案内容】

提出先 こども家庭庁、文部科学省

家庭の経済状況にかかわらず、大学等での学びを継続したい若者を支援するため、補助の対象となる世帯の拡充、一人当たりの補助額の増額など、**高等教育の修学支援新制度を拡充すること。**

◆現状・課題

高等教育の修学支援新制度は、大学等での学びを継続したい若者を支援するため、住民税非課税世帯などの学生を対象に、授業料の減免や返済不要の奨学金を給付しているところであるが、世帯の年収に応じた補助額が十分でなく、支援の充実が必要である。

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」に基づき、令和7年度から多子世帯の学生等については、所得制限なく、大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償とされたが、意欲と能力のある若者が、家庭の経済状況により修学を諦めてしまうことがないよう、真に支援が必要な家庭に十分な支援を届けるためには、補助の対象となる世帯の拡充、一人当たりの補助額の増額など、更に制度を拡充する必要がある。

◆実現による効果

高等教育の修学支援新制度を拡充することにより、家計が厳しい状況でも、修学を諦めることなく大学等で学ぶことができる環境が整備され、若者の自立支援の強化につながる。

(神奈川県担当課：福祉子どもみらい局私学振興課)